

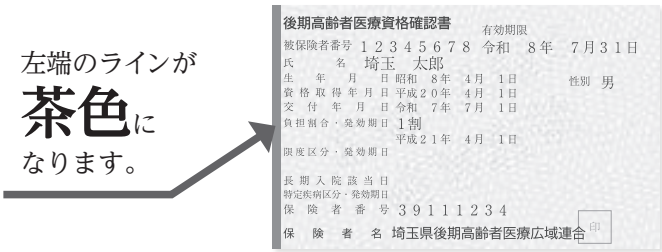
後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■「資格確認書」を送付します

現在発行している「被保険者証」、「資格確認書」が7月末で有効期限を迎えるため、暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、加入者全員に、「資格確認書」を7月中旬頃に特定記録郵便で郵送します。お手元に届きましたら、氏名・生年月日等記載内容をお確かめの上、ご利用ください。

有効期限切れの被保険者証等は、町民課担当窓口にご返却、もしくはご自身で破棄してください。



左端のラインが
茶色に
なります。

■限度額適用認定証について

後期高齢者医療制度におきましては、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新規発行の終了に伴い、現在、上記認定証をお持ちの方、「資格確認書」に限度区分が記載されている方には、新しい「資格確認書」に限度区分を記載したものを送付いたします。新たに、限度区分の記載を希望される場合は、申請が必要となりますので、詳細は、担当までお問合せください。

なお、「マイナ保険証」を利用すれば、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。「マイナ保険証」をぜひご利用ください。

■令和7年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

〈保険料の納付方法〉

①特別徴収（年金天引き）

対象 ・後期高齢者医療保険料と同じ市町村で介護保険料が年金から特別徴収されている方
・年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下の方
※お誕生日が昭和25年4月3日以降の方は、令和8年4月以降に特別徴収が開始されます。

②普通徴収（口座振替または納付書で支払い）

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など
※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。これまで国民健康保険税を口座振替していた方も、新たに後期高齢者医療保険料の口座振替のお申込みが必要です。

戸籍振り仮名の通知について

問合せ 法務省 戸籍振り仮名通知コールセンター
☎0570 (05) 0310 8時30分～17時15分
令和8年5月26日まで（土日祝日・年末年始は除く）

改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を記載することになりましたので、本籍地の市区町村長から、振り仮名通知を順次発送します。通知の振り仮名が正しいときは、届出をする必要はございませんので、ご確認ください。

なお、戸籍振り仮名の届出方法や制度に関する内容は、法務省戸籍振り仮名コールセンターへご連絡ください。

みかも山支えるごとく麦の秋
岡薫子
夏草やさびたレールの無人駅
浜名勇
なすもぐや日の照り返し雲の峰
佐々木史女
産地より幸せの味新茶来る
相馬治枝
長嶋さん今夜は我も田の蛙
松田英雄
菖蒲湯で清め使者待つ大の里
武藤芳夫
瑞穂国絶景青田の民救ふ
西松洋子
箱庭へ富士の溶岩腰を据え
駒田美津子
夏草や縄文人の息づかい
野口千晴
かたつむり首を伸ばして浮世視る
古賀康子
夏草やどの子もごはん盛り盛りに
矢仲勝
残花なほ人目引きたる夕間暮
新田雄悦
花冷えの参道狭し陶器市
鈴木義雄
振り返り母にうなづき入学す
佐川喜克
噂に目覚めの軽き旅の宿
野坂潭

俳句

このコーナーは、公民館で活動する「光風会」「杉風会」による投句を掲載しています。

令和7年度 介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50%ずつの負担により運営されます。

40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■65歳以上の方の介護保険料

介護保険料は、第9期介護保険事業計画における令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険サービス総費用の見込みや65歳以上の第1号被保険者数、制度改正に伴う影響等に基づき計算し、町の条例で定めています。

第1号被保険者の介護保険料は、前年中の被保険者本人の合計所得金額等および世帯の課税状況をもとに算出され、下表のとおり13の所得段階に区分されています。
令和7年度の介護保険料は、令和6年中の収入や所得等に基づき、第1段階から第13段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、7月に送付する「令和7年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

▼令和7年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		介護保険料 (年額)
第1	本人が住民税非課税 世帯非課税	・生活保護受給者の方 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80.9万円以下の方	17,800円
第2		本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額*の合計が	80.9万円を超え120万円以下の方 27,200円
第3			120万円を超える方 42,800円
第4	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額*の合計が	80.9万円以下の方 56,200円
第5 (基準額)			80.9万円を超える方 62,500円
第6	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額*が	120万円未満の方 75,000円
第7			120万円以上210万円未満の方 81,200円
第8			210万円以上320万円未満の方 93,700円
第9			320万円以上420万円未満の方 106,200円
第10			420万円以上520万円未満の方 118,700円
第11			520万円以上620万円未満の方 131,200円
第12			620万円以上720万円未満の方 143,700円
第13			720万円以上の方 149,900円

※合計所得金額につきまして、詳しくは介護保険パンフレット「令和7年度版とものにはぐくむ介護保険」をご覧ください。町ホームページからご覧になれます。

